

高松市立りんくうスポーツ公園自動販売機管理運營業務仕様書

1 対象自動販売機

高松市香南町岡 8 7 番地 1 高松市立りんくうスポーツ公園 2 台（予定）

2 業務

高松市立りんくうスポーツ公園内に設置する自動販売機について、次の各号に掲げる条件により、その調達、管理運營業務の一切を行ってください。

(1) 自動販売機内の商品

- ア 缶、ペットボトル等の清涼飲料水（ビン類、酒類不可）、食品
- イ 商品については多様な飲料及び食品等を幅広く取りそろえること
- ウ 商品価格については、市場価格及び周辺の実勢価格と均衡のとれたものであること
- エ 時節に応じた商品対応を行い（例：冬季には温かい飲料を設置するなど）、適時、商品の見直しを図ること

(2) 自動販売機の種類・外観等

- ア 著しく外観を損なわないもの
- イ 省エネルギータイプのもの

3 管理運営

設置事業者は、設置する自動販売機について、以下の各号に掲げる条件をすべて満たす管理運営を行ってください。

- (1) 1 週間に最低 1 回以上、商品の在庫状況を調査・確認し、常に売り切れ状態がないこと
- (2) 1 週間に最低 1 回以上、売上状況を調査・確認し、代金回収を行うとともに、常につり銭切れの状態がないこと
- (3) 故障・苦情に対して、速やかに対応する体制をとること
- (4) 自動販売機に空容器の回収容器を併設し、容器の回収に努めること
- (5) 空容器は、全て分別し、リサイクルを行うこと
- (6) 商品等の搬入・搬出時に利用者に迷惑にならないようにすること

4 施設使用料の納付

設置事業者は、次に掲げる納付金を指定された時期までに支払ってください。

- (1) 自動販売機設置使用料 高松市都市公園条例の規定により算出される額
- (2) 電気使用料 実費（設置事業者が自己負担でメーターを設置し、公益財団法人高松市スポーツ協会が算出する額）
- (3) 販売手数料 設置事業者が提案する率

5 その他

上記に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、協議の上、処理してください。